

事 務 連 絡  
平成 21 年 12 月 14 日

各都道府県障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護人材の処遇改善事業の遡及適用期限の再周知について

福祉・介護人材の処遇改善事業の実施・運営に当たりましては、多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、福祉・介護人材の処遇改善事業につきましては、平成 21 年 10 月 20 日付け事務連絡において、平成 21 年度は、12 月中の申請に対して 10 月サービス提供分に遡及して助成対象とすることとしたところです。

各都道府県におかれましては、従前より事業者に対する申請勧奨に取り組んでいただいているところですが、遡及適用の締切が迫ってきたことから、改めて機会を捉えて周知を行っていただければ幸いです。

また、参考として広報資料（別添 1）を作成しましたのでご活用ください。（10 月 20 日付けでお送りしました広報資料のうち、キャリアパス要件等について記述を変更しております。）

あわせて、追加の Q & A（別添 2）を作成しましたので、今後は、これらも参照のうえ、事業を実施していただきますようお願いいたします。本件については、管内市町村に対しても、情報提供方よろしくようお願いいたします。

今後とも、さらなる申請率向上に向け、事業者に対する申請勧奨についてご努力いただきますようお願いいたします。

<照会先>

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 福祉サービス係  
(代表)03-5253-1111 (内線 3036・3091)  
(夜間)03-3595-2528

(別添1)

# 福祉・介護人材の処遇改善事業

10月分からの交付が可能となる  
**申請期限が迫っています！**

## 福祉・介護職員の賃金アップのための資金を交付 平成24年度以降も処遇改善に取り組み

### 【助成金の概要】

- 「福祉・介護人材の処遇改善事業」は、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から平成23年度末までの間、計約1,070億円を交付するものです。
- 長妻厚生労働大臣は、「介護職員処遇改善交付金は当初の予定通り実施し、平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組んでいく」旨の方針を示しており、本事業についても政府として同様の方針で引き続き取り組みを進めていくことから、本事業を積極的にご活用いただくようお願いいたします。

## 平成 21年12月中に申請すれば 10月分から交付

### 【助成の手続き】

- 助成金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行った上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、福祉・介護職員の賃金改善に充当するための資金が報酬とは別に助成されます。
- 助成金は、原則として申請があった月のサービス提供分から対象になりますが、当初については、平成21年12月中に申請いただいた事業者に限り、10月サービス提供分又は11月サービス提供分からさかのぼって交付することも可能です。
- 平成22年度以降は、キャリア・パスに関する要件等を加えることを予定していますが、平成22年度当初の申請時には適用しないこととしています。

## 介護以外に従事していても 福祉・介護職員として勤務していれば助成対象に

### 【助成金により賃金改善できる職種】

- 原則として、指定基準上のホームヘルパー、生活支援員等として勤務している職員が対象です。
- 他の職務に従事していても、福祉・介護職員として勤務していれば対象（※）にできます。

※ 事務処理要領に定める対象職種（生活支援員、作業指導員、介護職員等）として、常勤換算数に算入されることが前提です。

## 都道府県の障害福祉窓口にご相談ください

申請手続きなど、詳しくは各都道府県の障害福祉担当課までお問い合わせください。

(追加分)

(問1) 事業者から助成金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。

(答) 本助成金は、全額を福祉・介護職員の賃金にあてることを支給の要件としているものであり、債権譲渡することは適当ではない。都道府県におかれては、事業者に対し、その趣旨を十分に説明し債権譲渡しないよう指導されたい。

(問2) EPAによる介護福祉士候補者が福祉・介護人材の処遇改善事業の対象となるのか。

(答) EPAによる介護福祉士候補者と受入れ機関との雇用契約の要件として「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」とされていることに鑑み、EPAによる介護福祉士候補者が介護業務に従事している場合、福祉・介護人材の処遇改善事業の対象となる。